

議案第74号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「次項」の次に「並びに第29条の2第2項及び第3項」を加え、同条第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第29条の2を第29条の4とし、第29条の次に次の2条を加える。

（子育て部分休暇）

第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- （1） 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該会計年度任用講師の子が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)

第29条の3 教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

(1) 当該会計年度任用講師について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が12日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であること。

(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。

第32条第1項中「第29条の2」を「第29条の4」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第29条の2の規定の例により行うことができる。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(介護時間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 介護時間の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項並びに第29条の2第2項及び第3項において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例(平成4年杉並区条例第1号)第15条の規定による部分休業の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p><b>(子育て部分休業)</b></p> <p><b>第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳(次に掲げる場合にあつては、満18歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休業を承認するものとする。</b></p> <p><b>(1) 当該会計年度任用講師の子が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合</b></p> <p><b>(2) 当該会計年度任用講師の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合</b></p> <p><b>(3) 当該会計年度任用講師の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</b></p> <p><b>(4) 当該会計年度任用講師の子が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごと</b></p>	<p>(介護時間)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 介護時間の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項_____において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例(平成4年杉並区条例第1号)第15条の規定による部分休業の承認_____を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略</p>

新	旧
<p><u>に厚生労働大臣が定める程度であるとき。</u></p> <p><b>2</b> <u>子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p><b>3</b> <u>杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p><b>4</b> <u>教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p><b>5</b> <u>幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。</u>  <u>(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)</u></p> <p><b>第29条の3</b> <u>教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該会計年度任用講師について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が12日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であること。</u></p> <p><u>(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。</u></p> <p>(組合休暇)</p> <p><b>第29条の4</b> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別休暇等の特例)</p> <p>第32条 同一年度中に、杉並区の常勤の職を退職した者が会計年度任用講師として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第28条まで及び<b>第29条の4</b>の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用講師として杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）第4条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p>	<p>(組合休暇)</p> <p><b>第29条の4</b> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(特別休暇等の特例)</p> <p>第32条 同一年度中に、杉並区の常勤の職を退職した者が会計年度任用講師として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第28条まで及び<b>第29条の2</b>の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用講師として杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）第4条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。</p>